

新堀町会会館使用規程

(目的)

第 1 条 この規程は、新堀町会規約第 4 条の目的を達成するため、必要な事項を定め、会館を円滑適正に利用することを目的とする。

(使用の日時)

第 2 条 会館の使用時間は、原則として午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。但し、特別に会長及び運営委員会が認めた場合はこの限りではない。

(使用者)

第 3 条 会館は町会事業に支障のない限り、町会員、その他団体等の集会及び公共事業のために、使用させることが出来る。

2. その他団体等は、営利を目的としないものに限り、会長の許可を得て使用することが出来る。

- ・ 町会員と関連をもつ団体
- ・ その他会長が使用目的、内容等が妥当なものと認めたもの

3. 会館の使用申込は、使用期日前 15 日以内とする。

(使用制限)

第 4 条 次の各号を目的とするものに対しては、会館使用を許可しない・

- ・ 物品の販売を目的とするもの、但し会長が許可したものはこの限りでない。
- ・ 会館の施設を損傷する恐れがあると認められる場合。
- ・ その他会長が会館使用目的並びに管理上支障があると認めた場合。

2. 会館使用申込書記載内容と実際の使用目的が相違する場合は、使用中であっても、直ちに使用許可を取消すことが出来る。

(会館使用料)

第 5 条 使用料は別表のとおりとし、申込書に添えて納入するものとする。但し、使用不許可の場合は返納する。

(原状回復義務及び点検)

第 6 条 会館の利用者が施設、備品器具等を汚損、破損、紛失した場合は直ちにこれを原状に回復し又は、弁償しなければならない。

2. 会館使用後使用責任者は、清掃し備品器具等を所定の位置に整理したのち、その旨会館担当部長に報告をし点検を受けること。

(注意義務)

第 7 条 会館を使用する場合使用責任者は、次の事項について最大の注意を払わなければならない。

- ・ 万一事故発生の際使用責任者は一切の責を負うものとする。
- ・ 自然発火、引火、爆発の恐れのある物品の持込を禁止する。
- ・ タバコ等の消火の確認。
- ・ 電気器具、空調設備の電源を切ること。
- ・ 退館の際は、窓、扉等鍵の掛け忘れのないよう点検すること。
- ・ 電話及び器具の使用は実費を支払うこと。